

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

日南町長

## 公表日

平成29年5月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民・国税庁から提出される申告情報、企業・年金保険者から提出される報告書により個人住民税の算出、賦課・徴収を行う。また、住民等からの申請による課税証明書・所得証明書等の発行や、法令に基づく課税情報等の照会・回答を行う。  (特定個人情報ファイルを取り扱う事務) ・個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ・個人住民税の徴収方法の変更にかかる事務 ・課税証明書、所得証明書等の住民税情報に係る証明書の交付 ・地方税法等にかかる課税情報の照会及び回答 ・滞納にかかる管理、督促及び催告
③システムの名称	・個人住民税システム ・申告受付システム ・国税連携システム ・eLTAXシステム ・統合宛名システム ・収納消込システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・住民税課税台帳ファイル ・申告受付情報ファイル ・地方税電子申告情報ファイル ・国税連携情報ファイル ・年金特徴情報ファイル ・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一16の項、第9条第3項 ならびに総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	日南町住民課
②所属長	住民課長 浅田 雅史
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	日南町総務課 鳥取県日野郡日南町霞800番地 電話 0859-82-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	日南町総務課 鳥取県日野郡日南町霞800番地 電話 0859-82-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

